

議案第 78 号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正す
る。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。